

埼玉県報



埼玉県発行

目次

告示

○埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)における立候補予定者説明会の日時及び場所
(選挙管委)

○埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)における選挙時登録の登録基準日等
(選挙管委)

○埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)におけるポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日
(選挙管委)

告示

埼玉県選管告示第百十三号

平成二十年十一月九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)における立候補予定者説明会を次のとおり開催する。

平成二十年十月十五日

- 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲
- 日時 平成二十年十月二十日 午後一時三十分
 - 場所 春日部市役所二階全員協議会室

埼玉県選管告示第百十四号

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号 〇四八―八二四―二二二一(代表)
印刷所	株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六―二二九〇(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm

平成二十年十一月九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二十二条第二項の規定に基づき行う選挙人名簿登録の登録基準日、登録日及び縦覧期間は、次のとおりである。

平成二十年十月十五日

- 埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲
- 登録基準日 平成二十年十月三十日
 - 登録日 平成二十年十月三十日
(ただし、年齢については平成二十年十一月九日)
 - 縦覧期間 平成二十年十月三十一日

埼玉県選管告示第百十五号

平成二十年十一月九日執行の埼玉県議会議員補欠選挙(東第八区)において、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、十月三十一日とする。

平成二十年十月十五日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲